

○クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）（抄）

（営業者の衛生措置等）

第三条 営業者は、クリーニング所以外において、営業として洗たく物の処理を行い、又は行わせてはならない。

2 （略）

3 営業者は、前項に規定する措置のほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～四 （略）

五 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によつてなされる場合においては、消毒しなくてもよい。

六 （略）

○クリーニング業法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 35 号）（抄）

（消毒を要する洗たく物）

第一条 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号。以下「法」という。）

第三条第三項第五号に規定する厚生労働省令で定める洗たく物は、次に掲げる洗たく物で営業者に引き渡される前に消毒されていないものとする。

一 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの

二 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの

三 おむつ、パンツその他これらに類するもの

四 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの

五 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの

○ロッカー等による洗濯物の受取の取扱いについて（昭和 61 年 12 月 5 日
付け衛指第 227 号各都道府県・各政令市・各特別区衛生部(局)長あて厚生
省生活衛生局指導課長通知)

標記について、福岡県より照会〔別添 1〕があり、〔別添 2〕のとおり回
答したので、通知する。

.....

〔別添 1〕

ロッカー等による洗濯物の受取りの取扱いについて（昭和六一年十一月二
十日六一公営三九八号厚生省生活衛生局指導課長あて福岡県衛生部長照
会）

クリーニング業法の適用について、左記のとおり疑義が生じたので、何
分のご教示をお願いします。

記

当県においては、左記事例のごとく、ロッカー等により洗濯物を受け取
る営業形態が生じているが、ロッカー等は必ずしもクリーニング所の店頭
に設置されるものばかりではなく、中にはほとんど監督の及ばない所に設
置されているものもある。また、ロッカー等の利用の際に洗濯物をビニ
ール袋等に収納しているところは少なく、消毒を要する物と要しない物の区
別もされていない上、ロッカー等の内部の消毒もほとんど行われていない。

については、このようなロッカー等による洗濯物の受取りについて、ク
リーニング業法が適用されるか否か、また、ロッカー等について、如何なる
衛生措置を講ずるべきか、ご教示願いたい。

<事例>

食料品店、ガソリンスタンド、米穀販売店等が店頭、又は店舗から離れ
た場所にロッカーを設置する。利用客は洗濯物をロッカー内に収納し、施
錠する。クリーニング所の従業員がロッカー内の洗濯物を集荷し、洗濯済

みの物を食料品店等に運搬する。これを受け取った食料品店等は店頭で直接利用客に洗濯物を引き渡す。

前記事例のうち、ロッカーの設置者については、取次所又は一般クリーニング所の場合もある。また、ロッカーについては、クリーニングポストと称される収納口が一か所の収納庫の事例もある。クリーニングポストの事例は、利用客にあらかじめ鍵(又は磁気カード)、洗濯物の収納袋及び注文伝票(二枚複写)を配布し、利用客は鍵等で収納口を開け、収納袋に入れた洗濯物及び注文伝票のうち一枚を収納口から入れ、施錠するものである。

[別添 2]

ロッカー等による洗濯物の受取の取扱いについて(昭和六一年一二月五日衛指第二二七号福岡県衛生部長あて厚生省生活衛生局指導課長回答)

昭和六十一年十一月二十日付け六一公営三九八号をもつて照会のあつた標記については、左記のとおり回答する。

記

- 1 洗濯物の受取及び引渡し行為に該当するか否かは、店舗の内外及び対面の有無を問わず、実質的に洗濯物の受取及び引渡しがあるとみなし得るか否かにより判断すべきものである。

照会の事例は、食料品店等又は取次所等が、店頭又は店舗から離れた所にロッカー等を設置し、当該ロッカー等により洗濯物を受け取り、洗濯済みのものを当該店舗において引き渡す営業形態であるが、これは、食料品店等又は取次所等において、対面ではないが、ロッカー等を媒介として実質的には洗濯物の受取が行われているものと解される。

従つて、ロッカー等を設置又は管理し、かつ、洗濯物の引渡しを行つている食料品店等又は取次所等が、クリーニング所に該当し、ロッカー等は当該クリーニング所の施設の一部とみるべきである。

なお、ロッカー等の設置場所については、当該クリーニング所の主たる部分と一体となつた状態で当該ロッカー等が設置されることを要するものであり、衛生管理及び保管管理に支障をきたさないため、当該クリーニング所の店頭等、当該クリーニング所に併設されるよう指導されたい。

- 2 洗濯物の受取に用いられるロッカー等は、クリーニング所の施設の一部であることから、営業者は、当該ロッカー等についてクリーニング業法(以下、「法」という。)第三条第三項に規定する措置(同項第六号に基づき都道府県知事が定める必要な措置を含む。)を講じなければならないことは当然であるが、特に、法第三条第三項第五号に規定する洗濯物(消毒を要する洗濯物)については、ロッカー等において取り扱わないものとすること。

また、ロッカー等は、通常、屋外に設置されるものであることから、その内部が雨、ほこり等により外部から汚染されない構造であること、ロッカー等を定期的に清掃・消毒すること、ロッカー等と洗濯物との相互汚染を防止するため、洗濯物をビニール袋等に入れてロッカー等に収納すること等の措置を講じ、常に十分な衛生が確保されるよう指導されたい。

さらに、洗濯物の保管管理の観点から、ロッカー等は施錠できるよう、また、クリーニング所及び利用者の両者がロッカー等に収納した洗濯物の品名、数量等を把握することができるよう指導することが望ましい。

○クリーニング業法の運用について（平成 20 年 2 月 14 日健衛発第 0214001 号杉並区杉並保健所長あて厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

クリーニング業法の運用について（照会）（平成 19 年 12 月 27 日付け 19 杉並第 64310 号厚生労働省健康局生活衛生課長あて杉並区杉並保健所長通知）

当区内において、宅配業者と荷物配送の契約を結び、全国の宅配業者の受付窓口を利用し、顧客から洗濯物の配送による受付を行うクリーニング業者があり、顧客への、洗濯仕上品の渡しは、顧客宅へ直接配送しております。当該クリーニング業者の洗濯物の受付行為について、下記事項につき回答くださるようお願いいたします。

記

- 1 宅配業者の受付窓口における受付行為は、開封することなく荷物として受けられているが、当該窓口はクリーニング業法第二条第四項に規定するクリーニング所に該当するものと解してよろしいか。
- 2 同クリーニング業者から、宅配便により下着等の消毒を要する洗濯物の受付を行いたい旨相談を受けているが、衛生的観点から消毒を要する洗濯物として、受付窓口において一般の洗濯物と区別して取扱う必要があるものと解してよろしいか。

以上

クリーニング業法の運用について（平成 20 年 2 月 14 日健衛発第 0214001 号杉並区杉並保健所長あて厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

平成 19 年 12 月 27 日付け 19 杉並第 64310 号をもって照会のあった標記について下記のとおり回答します。

記

1. 1について

クリーニング業者と宅配業者等との間において、あらかじめ洗濯物の配送に係る料金、配送方法等について特定の契約を締結するなどし、宅配業者等の受付窓口において、顧客の荷物の内容を確認し又は特定の梱包用資材を用いるなどの方法により荷物を開封せずともその内容物を特定のクリーニング業者に係る洗濯物として認識した上で、継続反復的に一般の荷物とは異なる取扱いを行う場合等については、洗濯物の受取及び引渡しを行うための営業者の施設に該当することから、当該受付行為を行う施設はクリーニング業法第2条第4項に規定するクリーニング所に該当すると解する。

2. 2について

貴見のとおり。